

議案第 1 0 0 号

澁川市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

澁川市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 7 年澁川市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次条各号」を「次条第 1 項各号」に改める。

第 4 条中「員数」の次に「（澁川市高齢者福祉推進委員会（指定居宅サービス事業者等（法第 2 2 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第 1 号被保険者若しくは第 2 号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 3 号中「終了」を「修了」に改め、同条を同条第 1 項とし、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、澁川市高齢者福祉推進委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3 , 0 0 0 人以上 6 , 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置する

ことにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

第5条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2号中「前条」を「前条第1項」に改め、「（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認める者により構成されるものをいう。次号及び次条において同じ。）」を削り、同条第3号の表中「前条各号」を「前条第1項各号」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「前条第2号」を「同項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

2 渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年渋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第5条第2号」を「第4条第1項」に改める。

理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、渋川市高齢者福祉推進委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

(職員の員数の例外)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの職員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、前条第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると渋川市高齢者福祉推進委員会

_____において認められた場合

(3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると渋川市高齢者福祉推進委員会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	職員配置基準
おおむね1,000人未満	前条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人

(職員の員数の例外)

第5条 前条_____の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの職員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、前条_____の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると渋川市高齢者福祉推進委員会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認める者により構成されるものをいう。次号及び次条において同じ。)において認められた場合

(3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると渋川市高齢者福祉推進委員会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	職員配置基準
おおむね1,000人未満	前条各号_____に掲げる者のうちから1人又は2人

<p>おおむね 1,000人以上 2,000人未満</p>	<p>前条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</p>	<p>おおむね 1,000人以上 2,000人未満</p>	<p>前条各号 _____ に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</p>
<p>おおむね 2,000人以上 3,000人未満</p>	<p>専らその職務に従事する常勤の前条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</p>	<p>おおむね 2,000人以上 3,000人未満</p>	<p>専らその職務に従事する常勤の前条第1号 _____ に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前条第2号 _____ 又は第3号に掲げる者のいずれか1人</p>

渋川市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例（平成27年渋川市条例第18号）の一部改正

（附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため渋川市高齢者福祉推進委員会（渋川市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年渋川市条例第17号）<u>第4条第1項</u>に規定する渋川市高齢者福祉推進委員会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>（2）～（5）（略）</p>	<p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため渋川市高齢者福祉推進委員会（渋川市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年渋川市条例第17号）<u>第5条第2号</u>に規定する渋川市高齢者福祉推進委員会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>（2）～（5）（略）</p>